

補注で、「弦の如し」は、元来、直ぐなることの形容。漢書、五行志に「直如絃、死道辺、曲如鉤、友封侯」とあり、『文選』「哭孔戡」にも「其道直如絃」とある。ここは脚韻の関係で、「如箭」といふべきところを「如弦」としたのであるうか、日本的な表現と見るべきである。白居易の「東南行一百韻」に、彼が追放せられた日のことを叙して、「即日双闕を辞し、明朝九衢に別る」とある」と言及されている。

この四、五句目の「官位をおとしりぞげられること、塵芥よりも軽くあしらわれ、京から追い払われること、弓から矢が放たれるかのようにせかされた」という句意は、次のような事件の経緯を示す。

昌泰四年（九〇一）正月二十七日、『政治要略』卷二十二には、「左衛門少尉正六位上善友朝臣益友、（中略）件人、為領送権帥從二位菅原朝臣、發遣如件。府宜承知之。但、任中雜俸新并監從、及不預釐務。依前外帥正三位藤原朝臣吉野例行之。又山城・摂津等国、天給食馬。路次国、又宜准此」との記事があり、『扶桑略記』には「左降勅使左衛門佐藤原真興、左近走馬、近衛十人、追送迄摂津国」の記事が見える。平田耿二氏は、この記事の箇所を以下のように説明する。

政府が正月二十七日に出した太宰府宛の通達によると、左衛門少尉善友益友が左右兵衛から兵士各一人を率いて道真を護送すること、道真には俸給も従者も与えず、政務に与らせてはならないこと、山城・摂津をはじめとする道中の国々は、食料や馬を給してはならないとある。（中略）この処遇は、前の員外帥正三位藤原吉野の例に依るものだとしているが、吉野は淳和天皇に寵愛された文人政治家で、承和の変で皇太子恒貞親王（淳和天皇の子）の関係者として嫌疑をかけられ、配流された人物である。道真の処遇を吉野の例に準ずるように命じたということは、承和九年（八四二）七月に起った